令和5年度 公文書開示(9月決定分)

<u>令</u>	和5年度	公文	開示(9月決定分)					. 100					
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	一部開示	定区分 不存在	存	ΠÍ	拠規元 3 4 号			非開示理由等	所管局部課等
1	R5. 7. 19	R5. 9. 8	- 神宮外亮地区まちづくりご近隣の皆様に向けた説明会開催のお知らせ(令和5年7月17日(月)・18日(火)・19日(水) - 神宮外亮地区まちづくりご近隣の皆様に向けた説明会資料(令和5年7月17日(月)・18日(火)・19日(水))	52	1							_	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
2	R5. 7. 24	R5. 9. 22	「東京都の計画政治を対象である。 「東京都の計画政治を対象では、東京が東京の作品というで、(特別内部政治政治院、(A-1-A-4版)、東京都決定、1・6級第一般第 至201回(5月)都の計画報道を表力。 「北京都の主意が出り。 「北京都の主意が出り。 「北京都の主意が出り、 「北京都を記述したる。 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北京都の主意が出り、 「北	624	1								都市整備局都 市が土地 利用計 画課
3	R5. 7. 24	R5. 9. 22	「東京都市計画神密外苑地区的区計画企画提案書の提出及び都市計画手続きの依頼について」(24都市政工第639号) 「東京都市計画神密外苑地区地区計画企画提案書の提出及び都市計画手続きの依頼について」(24都市政工第641号) 「東京都市計画地区計画神密外苑地区地区計画(万針編・A ー 1地区へA ー 4地区)の企画提案書の提出について(24都市政工第641号) 「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画(A ー 3、A ー 4、A ー 5地区)の企画提案書の提出について(収受) (東京都が記画地区計画 神宮外苑地区地区計画(A ー 3、A ー 4、A ー 5地区)の企画提案書の提出について(収受) (東京都が計画地区計画 神宮外苑地区地区計画(A ー 3、A ー 4、A ー 5地区)の企画提案書の提出について(収受) 「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画(A ー 3、A ー 4、A ー 5地区)の企画提案書の提出について(収受) 「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画(A ー 3、A ー 4、A ー 5地区)の企画提案書の提出について(東京都 決定)2 1 4回(9月)都計書」(27都市政土第988号) 「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画(A - 3、A ー 4、A ー 5地区)の企画提案書の提出について(東京都 決定)2 1 4回(9月)都計書」(27都市政土第988号) 「東京都市計画地区計画 神宮外港地区地区計画(A - 3、A ー 4、A ー 5地区)の企画提案書の提出について(東京都 決定)2 1 4回(9月)都計書)(27都市政土第98号) 「東京都市計画地区計画が表示地域を図を計画(A - 6 地区)の企画提案書の提出について(東京都決定) 2 1 6回 (2月) 都計書)(20都市政工場が49号) 「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画(A ー 6地区)の企画提案書の提出について(東京都決定) 2 1 6回 (2月) 都計書)(20都市政工場が49号) 「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画(A ー 6地区)の企画提案書の提出について(東京都決定)(東京都決定) 2 1 6回(2月)都計書)(20都市政土第564号)	4118	1			1 1	1 1	1		(7条2号)氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を推別することができるため。 (7条2号)写真の人物の譲殺は、個人に関する情報で、特定の個人を推別することができるため。 (7条2号)写真の人物の譲殺は、個人に関する情報で、特定の個人を推別することができるため。 (7条2号)写真の人物の譲殺は、個人に関する情報で、特定の個人を推別することができるため。 (7条2号)と野野の人物の譲殺は軍事等場は、個人に関する情報で、特定の個人を推別することができるため。 (7条2号)と野野の役割を対象が、大き、公はすることにより、文法と関連するとができるため。 (7条2号)といる中央に関係を事業を適正に遂行する上で支援を及ぼすおそれがあるため。 (7条2号)といるすいたがに関係る事業を適正に遂行する上で支援を及ぼすおそれがあるため。 (7条2号)といるすいたがに運転等は、実施が大が優したた。「20番に対しての利用がにしている内部管理に関する事項に関する情報であり、公にすることにより、は当該法人の設争上文は事業審算上の地位その地位主命がな地位が関心われると認められるため。 より、当該法人の設争上文は事業審算上の地位その地位主命がな地位が関心われると認められるため。 (7条3号)といるするでは、20番に乗びませるが表もない。 (7条3号)といるではないと認められ、公にすることにより、法書が表している内部ではないと認められ、公にすることにより、法書が表しているは、当然、実務で関係する者のみが知りうる情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、円滑な事務進行に支援が出るなど、当該法人の競争となば、著務企業との地位が損なわれると認められるため。 (7条4号)日形は、公にすることにより、過速等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支険を及ぼすおそれがあるため。 (7条4号)日形は、公にすることにより、過速等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支険を及ぼすおそれがあるため。 (7条4号)日形は、公にすることにより、必要を随着状況と表が関係ととなり、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵入及び破壊を招くおそれがある等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
4	R5. 8. 26	R5. 9. 8	- 近隣の管様に向けた説明会における質疑記録 - 神宮外発地区まちづくり 質問受付ページの回答について(第1回:令和5年7月17日~7月26日受付分 - 神宮外発地区まちづくり 質問受付ページの回答について(第2回:令和5年7月27日~8月9日受付分	40								(却下の理由) 開示請求に係る公文書は、ホームページにおいて提供が行われており、条例第18条第2項により開示しないものであるため。	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 面課
5	R5. 8. 26	R5. 9. 8	「神宮外苑地区まちづくり 住民説明会」(2023年7月17日から19日)当日以降に行われた以下の全ての文書又は電磁 的記録 (2) 東京都と事業者の打ち合わせや会議の内容。議事録、開催案内、配布資料を含む (3) 東京都から事業者への連絡内容			1						当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
6	R5. 9. 2	R5. 9. 15	・神宮外苑地区に係る都市計画家の作成に向けた開家の説明会資料(令和3年10月6日 東京都) ・神宮外苑地区に係る都市計画家の説明会資料(令和3年12月14日 東京都・新宿区・港区・渋谷区) ・神宮外苑地区に係る都市計画家の説明会資料(令和3年12月14日 東京都・新宿区・港区・渋谷区) ・4都市志土第512号 「神宮外苑地区のまちづくり」に係る都市整備ホームページの更新について ・4都市志土第544号 「神宮外苑地区のまちづくり」に係る都市整備ホームページの更新について ・4都市志土第1354号 「幕間発等程度区を定める地区計画一覧」に係る都市整備系・ムページの更新について ・4都市志土第1386号「市営外苑社区のまちづくり」に係る都市整備系・ムページの更新について ・神宮外苑地区まちづくりご近隣の皆様に向けた説明会資料(令和5年7月17日(月)・18日(火)・19日(水))	219	1							_	都市整備局都 市づくり用 部土地利用計 画課

	- 1				決 字	包区分		()	見拠ま	規定	条例	7条		
月整理番号	求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示示		存	ΠĨ					非開示理由等	所管局部課等
7 R5.	9. 2	R5. 9. 15	- 公園まちづくり説明会当日配布資料 (R2.1.23, R2.1.26) - 公園まちづくり説明会資料 (R2.1.23, R2.1.26) - 公園まちづくり説明会資料 (R2.1.23, R2.1.26) - 住民に対する原明状況報告書等 (R2.2.6) - 住民に対する原明状況報告書等 (R2.2.19) - 三角地番桐村財明会配荷資料 (R2.11.30, R2.12.1) - 三角地番桐村財明会配荷資料 (R2.11.30, R2.12.1) - 三角地番桐村財明会配荷資料 (R3.5.7) - 三角地番桐村財明会配荷資料 (R3.1.7) - 三角地番桐村財明会配荷資料 (R3.5.7) - 三角地番桐村財明会配荷資料 (R3.5.7) - 「神宮外苑地区まちづくり開発計画概要に関する説明会配荷資料 (R3.6.4, R3.6.5) - 神宮外苑地区まつづくり開発計画概要に関する説明会配明資料 (R3.6.4, R3.6.5) - 住民に対する説明状況報告書等 (R3.6.9)	193	1									都市整備局都 市づくり政策 部線地景観課
8 R5.	9. 12	R5. 9. 26	・神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について(要請) (5 都市政士第634号) ・ (9月8日会見用 質疑・想定)神宮外苑再開発へリテージアラート	8	1									都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
9 R5.	9. 12	R5. 9. 26	2023年9月12日『神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について(要請)』に関して (1) 上記文書を出す歌の庁譲及び都市整備局と環境局の金銭の日時、内容が分から文書(含む検討資料) (4) 神宮第二球場解体に伴う事業者の樹木保全に対する提来及び東京観の承認文書			1							1該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
10 R5.	8. 28	R5. 9. 11	令和4年度地域的な都市計画道路のあり方検討委託 報告書	109	1									都市整備局都 市基盤部街路 計画課
11 R5.:	8. 21	R5. 9. 4	西麻布三丁目北東地区市街地再開発組合の事業報告書等の提出について	76	1			1	1 1	1			(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 市街地布開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に関する 事業運営上の地位が損なわれると認められるため、 法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるた (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支険を及ぼすおそれがあるため。	開発課
12 R5.	. 9. 1	R5. 9. 15	西高久地区第一種市街地再開発事業について、社会資本整備総合交付金を充てた市街地再開発事業が完了した場合に おいて、交付金の額の決定被に、当該事業に充てた交付金の総額が、当該事業に係る基礎線の関度を超えることが明 らかとなったとは、その差額に相当する金額を関連に掲げすることとされている、いかの名前余の数据につい て、あが四高次地区市街場得開発報告と協議した数に作成・取得した文書・図画・写真・フィルム・電磁的記録等の すべて、また、この剩余金の金額及び充当先等が分かる文書・図画・写真・フィルム・電磁的記録等のすべて。			1							1示請求に係る公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市 街地整備部再 開発課
13 R5.	7. 25	R5. 9. 22	神宮外系地区第一種市街地両開発事業の施行認可(令和5年2月17日)に関して、申請を認可する過程で東京都が協議、決定した文書の全て(施行認可の基準、都市両開発法第7条の141-係る協議、検討文書及び会議録を含む)	392	1			1	1 1	1	1		(7条2巻) 1人の場合は、特定の個人を識別することができる又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれか。 1人の場合は、特定の個人を識別することができる又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれか。 2個人能行者の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該個人能行者又は当該個人能行者に関する法人の事業運営上の「個なわれると認められるため」を必められるため。 4個人能行者及び保健康取得者の事業及び財産管理に関する情報であって、公にすることにより、当該組入能行者又は当該保留保取得者の事業運営上の他位が「一本業な分配」を認められるため。 本業ならないない情報であり、当該情報とつにすることにより、本件市街地馬間降乗業に対する参加収支が分かるたど、当該法人の事務又は事業の適正な変形を及び当りませんがあると認められるため。 法人が地自に作成した財産的機能のある資料であり、公にすることにより、任本作部地馬間降乗業に対する参加収支が分かるたど、当該法人の事務又は事業の適正な変形に支援を及ぼすされがあると認められるため。 法人が始自に作成した財産的機能のある資料であり、公にすることにより、表しまり、競争上又は事業運営上の他位等が損なわれると認められるため。 法人が始自に作成した財産的機能のある資料であり、公にすることにより、競争といることにより、協議を的場合であり、当該法人の事務又は事証な場に実施した。 は人に言ることにより、議論等の犯罪行為を容易によるとど防犯との支障をきたすため、(7条4巻) (7条4巻) (7条6巻) (786巻) (786巻)	色位なわり、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では

					*	定区	슈		根拠規	定):	条例7	7条	§	
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数			存	5 1 2 号号						所管局部課等
14	R5. 7. 27	R5. 9. 22	(1) 平成29年2月10日付28額市整区第488号「神宮外苑地区のまちづくりに係る協定の扱いについて」 (2) 平成29年6月1日月付29都市整区第154号「神宮外苑地区(6区域)まちづくり基本協定及び土地区画整理事業に係る協定書の地位の承継について」	19	1			1	1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) 公にすることにより、偽遺等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支薄を及ぼす恐れがあるため	都市整備局市 街地整備部区 画整理課
15	R5. 8. 18	R5. 9. 1	東京都建設業計可合帳(東京都知事許可 令和5年8月18日現在)	*	1									都市整備局市 街地建築部建 設業課
16	R5. 8. 29	R5. 9. 6	東京都建設業計可台帳(東京都知事計可 令和 5 年 8 月29日現在)	*	1									都市整備局市 街地建築部建 設業課
17	R5. 9. 5	R5. 9. 6	東京都知事許可第〇〇号様式会社〇〇 第33期 変更福出書 (財務開表から元成工事原価報告書まで) 第36期、第37期も同様 (閲覧対象部がに限る)	21	1				1				(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽遺等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
18	R5. 9. 5	R5. 9. 6	東京都知事許可家〇〇号〇〇終式会社 令和5年7月19日受付 建設業許可申請者のうち 表紙から専任技術者まで、使用人数から定款まで、 健康保険等の加入状況から主要取引金融機関まで (閲覧対象部 分に限る)	17	1				1				(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽遺等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課
19	R5. 8. 28	R5. 9. 8	令和 4 年 12月 16日付 第181022000417号 上記についての建築計画概要書の写し	15	1									都市整備局市 街地建築部建 築指導課
20	R5. 8. 28	R5. 9. 11	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 令和 4 年10月28日受付 令和 4 年 6 月期 決算変更編出書一式(閲覧対象部分に限る)	14	1				1				(7条4号)印影は、公にすることにより、偽遺等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
21	R5. 8. 28	R5. 9. 11	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社 令和4年10月28日受付 令和4年5月期 決算変更届出書一式(閲覧対象部分に限る)	14	1				1				(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽遺等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
22	R5. 8. 28	R5. 9. 11	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇 (1) 令和0年7月7日受付 令和3年3月期 決算変更届出書一式 (2) 令和4年6月24日受付 令和4年3月期 決算変更届出書一式 (3) 令和3年7月2日受付 令和3年3月期 決算変更届出書一式 (側質対象部分に限る)	47	1				1				(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽遺等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
23	R5. 9. 1	R5. 9. 13	建設集許可集者一覧(東京都知事許可 令和5年8月末現在)	*	1									都市整備局市 街地建築部建 設業課

					決	定区分	分	(相	見拠規別	定)条	例79	ž.		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数			存	1 2 号号	3 4号号	5 6 号	7 8 号	3 9 号	非關示理由等	所管局部課等
24	R5. 8. 21	R5. 9. 19	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 (1)令和4年9月20日受付 変更届出書 (別とじ含む) (2)令和3年2月3日受付 変更届出書 (別表記書 (別とじ含む)、確認資料 (3)平成29年3月3日受付 変更届出書 (別とじ含む)	*	1			1	1 1				(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの。 (7条3号)法人の財務等に関する内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号)印彩は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
25	R5. 8. 22	R5. 9. 19	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 (1) 令和5年7月18日受付 変更届出書 (別とじ含む) (2) 令和4年12月2日受付 康潔局、変更届出書 (別とじ含む) (3) 令和4年12月2日受付 康潔局、変更届出書 (別とじ含む) (4) 令和4年4月21日受付 建胶業許可時請書 (別とじ含む)、確認資料 (5) 令和6年4月21日受付 建胶素許可申請書 (別とじ含む)、確認資料 (6) 令和6年6月30日受付 康潔局、変更届出書 (別とし含む) (7) 令和6年4月22日、20日受付 建放業計可申請書 (別とし含む) (8) 令和5年4月22日、20日受付 建胶素計可申請者 (別とし含む) (9) 令和5年4月21日、20日受付 東亚周出書 (別とし含む) (10) 平成30年11月8日受付 東亚周出書 (別とじ含む) (10) 平成30年11月8日受付 建胶素許可申請書 (別とじ含む)	*	1			1	1 1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの。 (7条2号) 法人の財務等に関する内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められると、 れるとめ。 (7条4号) 印彩は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
26	R5. 9. 6	R5. 9. 19	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇 (1) 令和4年8月24日受付 第42期 決算変更届出書一式 (2) 遊散業許可申請書一式 (間覧対象部分に限る)	35	1				1				(7条4号)印影は、公にすることにより、偽道等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
27	R5. 9. 11	R5. 9. 25	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和5年9月11日現在)	*	1								_	都市整備局市 街地建築部建 設業課
28	R5. 9. 12	R5. 9. 26	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社 令和3年4月1日~令和4年3月31日期決算期変更届一式(令和4年8月30日受付) (閲覧対象に限る)	20	1				1				(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
29	R5. 9. 12	R5. 9. 26	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 令和2年10月15日付申請禮股業許可申請書 令和6年2月13日付申報禮股業許可申請書 (次集職登二銀子650を除く) ((機乗報登二銀子650を除く) ((機覧対象部分に限る)	39	1				1				(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
30	R5. 9. 12	R5. 9. 26	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 令和5年3月期決算期変更届 (閲覧対象に限る)	29	1				1				(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
31	R5. 9. 12	R5. 9. 26	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社 令和4年9月期決算書変更届一式 (閲覧対象に限る)	23	1				1				(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
32	R5. 9. 12	R5. 9. 26	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社 令和5年3月期決算書変更届一式 (閲覧対象に限る)	17	1				1				(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
33	R5. 9. 14	R5. 9. 27	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇 令和2年、3年、4年 6月期決算書変更届一式 (閲覧対象に限る)	48	1				1				(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課

					1 2	定区	-		(相坬	担定)	冬何	97条	_		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数		Π	1	1 2 号	П					非開示理由等	所管局部課等
34	R5. 9. 15	R5. 9. 29	令和5年9月13日付け「構識設置届取下げ書」	1	1			1	1				(7 (1	7条2号) 氏名等] 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 条3号) 直通監話番号] 当該法人が限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又 事業産富上の送位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	都市整備局市 街地建築部調 整課
35	R5. 9. 15	R5. 9. 29	(仮称) 小石川二丁目マンション (建築教地の地名地番:文京区小石川2-3-1) の建築主が「建築計画のお知らせ」の 標識を搬去したことを東京都に報告した文書(文京区に連絡した文書を含む。)				1						開京	示請求のあった日においては、実施機関では当該請求に係る公文書を作成しておらず不存在のため	都市整備局市 街地建築部調 整課
36	R5. 9. 15	R5. 9. 28	平成27年11月20日付 27都市建指第492号「建築基準法第12条第5項に基づく報告について(文京区小石川二丁目3番1)」	*	1			1					個.	人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	都市整備局市 街地建築部建 築指導課
37	R5. 8. 1	R5. 9. 26	「東京の米軍基地2022」「赤坂ブレスセンター」の<経緯>にある次の記載に関して都が入手・作成した文書(内容を裏付ける文書と経緯が詳し、分かる文書) 記載の範囲・「45、12、11 東京防衛施院局は、都の意向に沿って米側と交渉することについて、都に意見照会」から 「55、9、16防衛施設庁は、施設特別委員会へ道路予定地の返還について提案」まで				1						当打	該公文書については、現に保有していないため、存在しない。	基地対策部基 地対策担当
38	R5. 9. 8	R5. 9. 14	建築計画概要書 平成15年度 第1153号	2	1								_		都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第三課
39	R5. 9. 14	R5. 9. 25	建築計画概要書 18多建建二建第4530号	4	1								_		都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第二課

表の見方 〈決定区分〉 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。 〈(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報はOOと表記しています。 ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数> ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。